

北海道こども施策審議会委員応募要項

北海道では、北海道こども施策審議会条例（令和6年北海道条例第2号）に基づき、こども施策を推進するため、知事の附属機関として「北海道こども施策審議会」（以下「審議会」という。）を設置しています。

審議会は、北海道におけるこども施策の推進に関する重要事項を調査審議するほか、こども施策の推進に関し必要と認める事項と知事に建議することができるとしておりますが、この度、審議会の委員の一部を道民の方から公募します。

1 応募資格

委員に応募しようとする方は、次の条件を全て満たす必要があります。ただし、国又は地方公共団体の議会議員及び職員（過去に道職員であった方を含む。）は応募できません。

(1) 北海道に居住する方

(2) こども施策について幅広い見識と関心を持ち、年3回程度開催する審議会に出席できる方（札幌市内で開催を予定）

2 募集人数

1名

3 委員の任期

任命日から2年間（予定）

4 応募方法

(1) 提出書類

応募用紙及び作文用紙

※応募用紙及び作文用紙は、北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課、各総合振興局・振興局の保健環境部社会福祉課及び各市町村の窓口にて備えてあるほか、北海道庁のウェブサイトからダウンロードできます。

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/shingikai/183304.html>)

(2) 作文テーマ

こども施策に対する考えと今後について（800字以内）

(3) 応募期限

令和6年（2024年）4月18日（木）（必着）

(4) 提出方法

郵送、持参、電子メール、FAXのいずれかの方法で提出してください。

5 選考方法等

選考委員会において、書面選考します。

なお、選考結果は後日、応募者全員にお知らせします。

6 委員の仕事

選ばれた委員には、他の学識経験者等の委員とともに、北海道のこども施策の推進に関する重要事項について、調査審議等をしていただきます。

7 報酬等

審議会に出席した場合は、北海道の規程により、報酬及び旅費をお支払いします。

8 応募・問合せ先

北海道保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111（内線25-760） FAX 011-232-4240

メールアドレス hofuku.kodomo1@pref.hokkaido.lg.jp